

城里町議会運営委員会会議録

日時 令和3年3月12日（金）

午前11時12分

場所 城里町役場 3階 委員会室

出席委員（7名）

委員長	阿久津 則 男 君	副委員長	小 坏 孝 君
	河原井 大 介 君		三 村 孝 信 君
	藺 部 一 君		猿 田 正 純 君
	加藤木 直 君		

欠席委員（なし）

地方自治法105条の規定により出席した者（1名）

議 長 関 誠一郎 君

説明のため出席した者の職氏名

なし

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	町 田 めぐみ
書	高 丸 哲 史

議会運営委員会次第

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長挨拶
- 4 協議事項

5 閉 会

午前 11 時 12 分開会

委員長挨拶

○委員長（阿久津則男君） それでは、定例会初日、大変お疲れさまでございました。

本日の議会運営委員会なのですが、本日も欠席しております杉山議員に対して、町民のほうからもいろいろな疑義が生じているということもありまして、一度、議会運営委員会でも検討しなければならないのかなということで、今日初日、集まっていただきました。

もちろん、杉山議員の経過については、委員の皆様方もご存じだとは思いますが、このまま議会で見逃すわけにもいかないだろうということで、皆様方のいろんな意見をお聞きしたいということでもあります。どうか慎重審議よろしくお願いいたします。

議長挨拶

○委員長（阿久津則男君） じゃ、議長が見えていますので、議長にも一言挨拶をお願いします。

○議長（関 誠一郎君） 議長の挨拶は別にしても、今、委員長が申されたとおり、それと町民から抗議文が議長宛てに来ていまして、議会の対応は何をしているんだとお怒りの抗議文であります。

事務局長も同じながら、抗議の電話をもう何回も受けているような現状ですので、ただ、本当に、今、委員長が申されたようにこのまま見逃すことはできないと。議会として何らかの対策を取って、やはり議会の面目をやっぱり保たなければいけないのかなというふうに判断し、先日委員長とお話ししたところでもあります。

○委員長（阿久津則男君） ありがとうございます。

協議事項

○委員長（阿久津則男君） それでは、率直に委員の皆様方のご意見をお伺いして……

○委員（三村孝信君） 意見の前に新聞報道もされたんですが、改めて経過と今の笠間署が書類送検したということなんですが、その辺を同じような認識を持つためにも経過をちょっと事務局からでもいいから説明していただければと思うんですが。

○委員長（阿久津則男君） 局長。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 事務局といたしましても、特に書類送検をしたとかという連絡はこちらにはございません。新聞報道で知った状況でございます。

それから、今ちょっと手元にございませんですが、去年の欠席状況につきましては、欠席届は出ていない状況で、今定例会の先日の全協の前日には電話がございまして、欠席しますと。理由といたしましては、今度の月曜日までに資料を出さなきゃいけないので、忙しいのでと、弁護士さんと打合せするから休みますというのが全協の前日。それから、昨日夕方5時前に、やはり弁護士さんと打合せするので、今日も欠席という連絡があった状況です。

○委員（三村孝信君） ちょっといいですか。

○議会事務局長（阿久津雅志君） はい。

○委員（三村孝信君） どうぞ、座ってください。

弁護士さんと打合せというんだけれども、書類送検ということでしょう。書類送検された後というのは、どのような処分というか、経過になるのかというのは、ちょっと事務局で分かる。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 把握しておりません。

○委員長（阿久津則男君） いいですか。

○委員（三村孝信君） はい。

○委員長（阿久津則男君） そのほかの委員の皆さん方はどうですか。

〔発言する者なし〕

○議長（関 誠一郎君） 私から1点。

議会定例会開催のときには、欠席届も一緒に同封されているんですよ。本来なら、欠席届もやっぱりそのたびに提出してもらわなくちゃならないわけなんですけれども、それが去年も出ていないし、今回もまだ出ていない。このこともやっぱり重視していかなくちゃならないのかなというふうに思っております。

○委員（三村孝信君） ちょっと私もいいかな、もう一回。

○委員長（阿久津則男君） はい。

○委員（三村孝信君） ちょっと弁護士との打合せということで、全協も今日も来られないということでしょう。その中で、書類送検されて起訴されれば、これは裁判になるんで、弁護士と打合せということはあると思うんだけれども、まだ書類送検だけだと、例えば不起訴の場合もあるし、あとは罰金刑というようなこともあるんで、その場合は弁護士必要ないじゃないですか。よく弁護士と打合せしているという理由も、今の時点で打合せで何があるのかなという気がするんだけれども、本人にそう言われちゃえばしようがないかもしれないけれどもと疑問に思いました。

○委員長（阿久津則男君） 猿田委員。

○委員（猿田正純君） 一番大本なんですけれども、例えば議会を欠席するときに、欠席届とか診断書とかを提出しなければならないとかとはなっていないというのは本当なんですか。

○委員長（阿久津則男君） 局長どうですか。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 欠席届は出すことになっています。会議規則で決まっております。

○委員（猿田正純君） 毎回それを出さなければいけない。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 毎回ですね。

○委員（河原井大介君） そうですね、臨時会のほうも。

○委員（猿田正純君） 入院はしていたかどうか分からないですけども。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 診断書はどこにも書いてはございません。ただ、欠席届は出すことにはなっています。

○委員（猿田正純君） 別に診断書は構わない。分かりました。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 構わないというか、書いていないという。

○委員長（阿久津則男君） ただ、長期的に休んでいますからね。だから、長期的に休む場合は、もちろん例えば体調が悪い場合は病院の診断書を提出するのが常識だと思うんですよね。そういうのが一切なくてここまできているものですから、その辺も含めて、委員の皆様方のご意見を頂戴したいと思っています。

○委員（猿田正純君） 今までの杉山さんが来られなかった中で、何か体調が悪いからお休みしますというようなことで話聞いていましたけれども、それが今度、弁護士と話をするから忙しいから来られないということは、体調はもうよくなっているという理解、それとも、やっぱり杉山さんのほうにお会いして今の状態とかそういうのを確認取るような作業なんかもやっぱりしないとまずいんじゃないかなという気はするんですけども、そういうのはいいんですかね、別に。

○委員長（阿久津則男君） 確かに忙しいというのは理由にならないと思うんですよね、やっぱり議会優先ですから。まるきり1日打合せするわけでもないでしょうし。

河原井委員。

○委員（河原井大介君） 皆さん、インターネットのサイトを多分見たことがあって、爆サイとか2ちゃんねるとか5ちゃんねる、そのときに、私も含めここにいらっしゃる方全員、多分、何かしらの悪口というかが書かれています。

その中の一端で、民事訴訟を受けたときに小塚さんの件だったと思いますけれども、その一部だとして。間違いなく裁判官がきちんと有罪というか、民法上、損害賠償をされているということは新聞報道に載っていました。で、笠間署が書類送検をしたと。で、ずっと来ない、半年来ない。それだけでもう過去に我々が示した態度というのは、おのずと答えは出てきているんじゃないかなと思っていますけれども。

本当は、悪口書かれていますから言いたいことはたくさんありますけれども、でもそうやって大人げないというのものもあるし。感情的なものは確かにありますよね。ただ、そことはまた別に、議長がおっしゃっている議会としての品位とか形というものは明確にしない

といけないというのは、それは個人の問題だと思いますけれども、杉山さん個人の問題だと思いますし、意識の問題ですし、2人の問題だと思いますけれども、やはりそこに対しては、私は、別としてきちんと分けて、議会としての態度。もう既に小塚さんとしては個人的な損害賠償をやっているわけですから、そこは1回切り離れたとしても、関連としては重いことをしたんだなという感じは非常に受け止めています。

以上です。

○委員長（阿久津則男君） 議会としましても、もう2回は杉山議員に対しては辞職勧告をしております。

1回目が小塚前議長の件で、ドコモさんとの裁判でドコモさんが負けたというか、その時点で杉山議員の名前が出てきたということで、1回目の辞職勧告をやったわけです。

2回目は政治倫理委員会のほうで、これは倫理に違反しているだろうということで、また議会として辞職勧告をやったということで、2回ほど辞職勧告をやってきたわけですが、でも、本人は辞める意思がないということでここまで来たわけですが、ここまで来ると、本当にずっと今度は欠席をしているという状態が続いているということで、また議会としても対応しなくちゃならないだろうということで、今検討していただいているわけですが、副委員長どうですか、意見を。

○副委員長（小塚 孝君） 皆さんご存じだと思うんですけども、前回、9月の頃かな、あれ。体調が悪いといって大竹議員の家に行ってけんかをして、そういう形で、体調悪いのに大竹議員さんの家さ2回も行って、1回はしゃべられたからと文句を言いに行ったんだ。それで2回目は、今度は何でしゃべったんだ何という電話をやったりして、そういうトラブルっている経緯が、本当に体調が悪くて休んでいたのかなというのが、そこら辺で疑問で、それからいくと、やっぱり議会ではきちんとそういう経緯がありますし、やっぱりきちんと対応していただきたいなど、やっぱりそういう体調が悪くて個人のうちに行ったり、やっぱりあとはカレンダー配りやっていると、あとは葬式に顔を出しているとか。議会には全然来なくて葬式に顔出しているんだという、そういう話も聞かれますし、それからカレンダー配りをやっていたとか、大竹議員に対してけんかしているとか、そういうのが流れていますから、議会としてきちんと対応していただければなど、私はそう思います。

○委員長（阿久津則男君） ほかの委員さん。

加藤木委員。

○委員（加藤木 直君） 抗議文が出ていて、何らかの対応をしなくちゃいけないということで、今回議員で集まったんでしょうけれども、議会の中で最高できることはどういうことがまずあるのかということは、それ以外のことはできないと思うんですよ。何ができるのか。じゃあ、どれにするとかと、それしかないと思うんですよね。だから、できることはどういうものがあるんだろう、局長。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 匿名の電話や、あと苦情の中でも長期欠席して、報酬をタダで払っているのかと、除名にしろというような問合せというか、提言とか電話も来るんですが、簡単に除名とかはできなくて、こういう長期欠席とか何か議員としてふさわしくないときは懲罰をかけるんですが、ただ単に懲罰をかけるんじゃないくて、懲罰委員会という、まずは特別委員会を立ち上げて、そこで会議の上、決定をしなければいけません。懲罰をする場合は。

懲罰には4つの罰がございまして、一番軽いのが戒告、そして議場での陳謝、本人が謝ること、次が出席停止、そして除名という処分で、除名というのはもう首ですと。選挙で選ばれた議員の首ですよと。出席停止というのがございまして、出席停止も議会の会期中だけの欠席なんです、出席停止は。

この4つしかございまして、除名と出席停止はこの間もお話ししたとおり、最高裁判の判決が変わって異議申立てができること、裁判に対応することができることになったんで非常に重いと。優に長引くようなことになるんじゃないかというようなことがございまして、懲罰委員会で陳謝か戒告か出席停止か、選択はこのぐらい。やることとしてはこのぐらい。あとは権限がないですけれども、過去2回やっている辞職勧告。思いつくのはこのぐらいです。

以上です。

○委員（加藤木 直君） 分かりました。

○委員長（阿久津則男君） 菌部委員。

○委員（菌部 一君） やっぱり確かに議会があるたびに、議会事務局のほうから出席できないときにはということで文書をやられているものですから、やはりそれはきちっとその理由を述べて出すべきなのに、全然今までも1回も出してないわけですよ。やっぱりそういうのを見ると実際そうだし、一般町民の方もいろんなところで傍聴に来て多分分かるでしょうから、欠席だねということですから、やっぱりそういう形で何らかの形で議会としてもそういう意思を再度示すことも大事だと思うんですが、やっぱりそれは町民、選挙民の方に対する責任だと思うんですよ。どういう方法がいいのか、それがこの場なんでしょうけれども。

○委員長（阿久津則男君） そうなんですよね。今、加藤木委員も言ったように、どういう方法にするかということなんですよね。

今まで、先ほど申しましたように、2回辞職勧告をしてきました。ただ……。

○委員（加藤木 直君） ちょっといいですか。

○委員長（阿久津則男君） はい。

○委員（加藤木 直君） 懲罰というと、懲罰委員会をつくらなくちゃならないということだね。

○委員長（阿久津則男君） そうだね。22日までにつくらなくちゃいけないですね。

○委員（加藤木 直君） それをつくったとして、今度議会にどれにするとか、戒告とか。そうすると、それは議員全員に諮るわけだよね。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○委員（加藤木 直君） 懲罰委員会だけじゃなくて。そうすると、その中で何分の幾つの賛成で可決されるの。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 除名とかは非常に。

○委員（加藤木 直君） 除名は重いよね。

○委員（三村孝信君） だから、除名は特別多数決だから4分の3だと思う。

○委員（河原井大介君） 注意とか謝罪とか、そういうのを決めることも過半数4分の3。

○委員（三村孝信君） いや、それは半分。

○委員（河原井大介君） 過半数ですか。

○委員（三村孝信君） 除名だけが4分の3。

○委員（藺部 一君） 重いんだ。

○委員（加藤木 直君） 重いからね。

○委員（河原井大介君） 過半数あればいいということですね。

○委員長（阿久津則男君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） 懲罰委員会の設置とかということになって、ただ、これ考えてみたら、出席停止とか何でしたっけ。

〔「謝罪」と呼ぶ者あり〕

○委員（三村孝信君） 謝罪とか何か知らないけれども、本人が来ていないんだからね。出席停止なら、痛くもかゆくもないよね。本人来ないんだから。実効性のあるということになると考えちゃうよね。どうなんですか。

○委員（河原井大介君） いずれにしても、そうすると懲罰委員会を設置したところで、杉山さんは出席しないですよ。そうしたら懲罰できないですよ。話聞けないから、早い話。

○委員（加藤木 直君） 自宅に行ってできないものね。

○委員長（阿久津則男君） 藺部委員。

○委員（藺部 一君） 例えば出席停止で、ここで委員会ができてそれが決定したときに、そうすると給与みたいなのはどうなるんですか。それは押さえることはできるんですか。

○議会事務局長（阿久津雅志君） できません。

うちの町は、特例として条例つくってませんので、出席停止をしても報酬はそのままです。

○委員長（阿久津則男君） 河原井委員。

○委員（河原井大介君） そうすると、先ほど藺部さんがおっしゃったように、ずっと我々と同じ金額を今ももらい続けていると。こういうことですか。それは事実。

○議会事務局長（阿久津雅志君） それは事実です。

ちなみに、最高裁がひっくり返ったときには、その市は出席停止をしたときには報酬をカットするよという条例を独自につくっていましたので。それに基づいて報酬をカットされたので、訴えてひっくり返ったということです。うちは出席停止をしても報酬カットはされません。ですから、裁判を起こされることもないんでしょうけれども、今言ったように、実効性ということでどうかなというところがございます。

○委員長（阿久津則男君） どうぞ。

○委員（三村孝信君） 局長に聞きたいんですけども、除名とかという市町村は全国的にはあるんだろうけれども、この辺ではあるの、そういうの。

○委員長（阿久津則男君） 局長。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 聞いたことはございません。

覚醒剤をやっていたとか、そういった非常に、どこでしたっけ、神奈川県のほうで覚醒剤所持で捕まったとか、非常にそういう重いときでございまして、出席しないぐらいではやはり選挙で挙がってきた人ですから、と思います。

○委員長（阿久津則男君） 加藤木委員。

○委員（加藤木 直君） 結局、何だかんだいっても、今回集まった目的は、取りあえず、そういう抗議文が出ているということに対して議会に対してのある程度我々もプレッシャーがあるんですね。抗議文が民間人から出ている。それに対する対応だけでいいんだという部分と、本当にけしからんと、来ていなくて給料だけもらってということに対して、何らか議会が処分しなくちゃなんねえんだというどちらかですよ。

民間人が、言ったことに対して議会が対応するんだったらば、ある程度の第3回目の辞職勧告でも、それだけだったらいいのかなと思うし、本当にこれはいかんと、成敗しなくちゃいかんというのであれば、やっぱりそういうところまで踏み入れなくちゃならないかなど。どちらが選ばなくちゃならないんじゃないですか。

以上です。

○委員長（阿久津則男君） 今、加藤木委員のほうから辞職勧告か、もしくは懲罰委員会にもっていくか。どちらにしても、どちらかとは私もそう思っていたんですが、委員の皆様方の意見を。

河原井委員。

○委員（河原井大介君） 今ほどの話だと両方の感覚があると思うんです。どちらかというと。

○委員（加藤木 直君） あくまでも、目的がどっちなのかっていうこと。

○委員（河原井大介君） 基本的に、今抗議されているというのは、欠席をしているということだと思います。

もう一つ、例えば除名という形になるのには、やはり起訴されて、書類送検されていま

すから、起訴されて確定、刑事裁判を受けて確定で前科者になるわけですが、その過程までではないので、確かに除名という形は、現段階では取りづらいと思いますよ。法的に。まだ刑事罰としても確定はされておられません。ただ、倫理や書いた事実や民事訴訟や来ていないことであったり、誰かとけんかした、町民とけんかした、抗議文が来ているというところでいくと、その前段の辞職勧告というほうを普通は選択だというふうに考えますけれども。まだ確定していないから。刑罰が確定していると、もういや応なしに懲罰委員会にいつて除名だと思います。当然。もっと言えば、悪いとなった場合ですけれども。それも刑の罰によってもあるかもしれません。ただ、禁錮刑以上だと、自動失職しますから。そこまでやる必要もないので、ただそこまでやっていないでその前段としては、丁寧に進退をお考えになったらいかがですかという提案しかできないんだというふうに思います。

○委員長（阿久津則男君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） 禁錮刑になると、失職。

○委員（河原井大介君） 禁錮刑3か月以上だと思います、たしか。

○委員（三村孝信君） 執行猶予なんかがついても関係ないの、それは。

○委員（河原井大介君） 禁錮刑ですから、執行猶予つくとも猶予があるから、入らなければ大丈夫です。身柄が3か月保証されると、議会活動ができないということです。

○委員長（阿久津則男君） 罰金刑ではないの、それ。

○委員（河原井大介君） ならないです。

でも、罰金刑になったら除名かもしれないです。だったら罰金刑がきた段階で有罪の犯罪で刑事罰出たら、これは除名ですよ。当然。自動失職は辞めるからやらなくていいだけであって、残っているんだったら除名ですよ、有罪になったら。

でも、今回は除名処分まではできない。

○委員長（阿久津則男君） ただいま、河原井委員のほうからも有罪が確定していないので辞職勧告までなのかなという意見が出ました。

皆さん、いかがでしょうか。辞職勧告でとどめるということで異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） じゃ、議会運営委員会といたしましては、杉山議員に対して、3回目の辞職勧告を行うということにいたします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） 猿田委員。

○委員（猿田正純君） 辞職勧告を出す題目というか、どういうことでの今回は入れる予定か。

○委員長（阿久津則男君） もちろん、1回目、2回目もあるんですが、今回は河原井委員も言っているように、欠席が長引いている、本当の理由なしで長期に休んでいるということで、それを付け加えたいと思います。

〔「あと抗議文が来ていること」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） もちろん。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 仮にそれで決まりましたということで決まりましたが、仮に次の委員会、一般質問最終日となりますが、出席してきた場合は、その対応のご協議のほうを、すみません、お願いいたします。

○委員長（阿久津則男君） 杉山議員が出席してきた場合。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 出席してきた場合。

○委員長（阿久津則男君） どうしますか。

私個人としましては、今までの経過ですか、この半年以上の、それがただ最終日1日出て、それは1日ですから、今までの経過を現状見て、今集まっていたいでいるわけですから、ここで決まったことはそのまま進行したいと私は思うんですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） じゃ、そうしていきます。

○委員（河原井大介君） もう一回確認なんですが。

○委員長（阿久津則男君） 河原井委員。

○委員（河原井大介君） 局長が言っていることはたしかにそうなんですが、抗議文も1つの理由になっているということは、抗議文の内容には過去に休んだ欠席の部分が指摘されているわけですから、当然、杉山さんは来る、来ないは関係ないということだと思っんです、そこは。そこの感覚として。

○委員長（阿久津則男君） では、そのときには、発議でこの議運の委員の皆様方の署名をいただきたいと思いますが、異議なしで構いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

じゃ、局長、その文書でお願いします。

○議会事務局長（阿久津雅志君） はい。

○委員長（阿久津則男君） そのほか、委員の皆様方からあれば。

〔発言する者なし〕

閉 会

○委員長（阿久津則男君） ないようであれば、以上で閉じたいと思ひます。

副委員長、よろしくお願ひします。

○副委員長（小唄 孝君） 長時間にわたりましてご苦勞さまでございました。

以上、そういう形で議運で提出するということですので、何とぞよろしく申し上げます。
皆さん、ご苦労さまでございました。

午前 11 時 37 分閉会